



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

歯科技工士の業務のあり方等について（案）

本日の論点② 歯科技工士の業務について

- 歯科技工士の高齢化や離職者の増加、養成所入学者数の減少などにより、歯科技工士数は減少している中、限られた人材で補てつ物等の製作を通じて歯科医療を提供することが求められる。
- これまでの厚生労働科学研究において、歯科技工業務や多職種連携について検討が行われてきており、歯科技工士と歯科医師の連携により、患者満足度が向上するといった調査結果がある。
- 診療に立ち会った経験のある歯科技工士は約8割で、内容としては歯冠修復時の「シェードテイキング」「補綴装置の装着」が多い。
- 「歯科技工士がチェアサイドで診療の一部に携わること」に関するアンケートの回答として、「賛成」と「どちらかという賛成」を合わせた意見は、歯科技工士で87.1%、歯科医師で92.2%と高い割合を示した。
- 歯科医師の指示のもとで歯科技工士に行って欲しいと考える行為について調査したところ、行為によっては9割近くが「行ってもらいたい」という回答であった。「行ってもらいたい」という割合が大きい行為は、「シェードテイキング」「人工歯選択」「歯冠修復物の研磨」「チェアサイドでの修理」「訪問診療先での修理」「口腔内写真の撮影」であった。
- 歯科医師の指示のもとで歯科技工士が行いたいと考える行為については、チェアサイドに関しては半数を超える割合で「行いたい」という回答の行為があった。訪問診療に関しては最大で4割程度「行いたい」という回答がある行為があった。「行いたい」という割合が大きい行為は、「シェードテイキング」「人工歯選択」「ろう義歯試適」「口腔内の写真撮影」「歯冠修復物の研磨」「訪問診療先での修理」「完成時の調整」であった。
- これまでの厚生労働科学研究において、歯科技工士が診療室のチェアサイドおよび歯科訪問診療先で実施することが望まれる業務について検討がなされ、11の「候補となる行為」が示されている。
- チェアサイドにおける歯科技工士の立ち会いに関する課題として、「歯科技工士法で業務範囲が決められている」「診療報酬上の評価がない」「必要な教育を受けていない」が多い。

論点

歯科医師の指示のもと、歯科技工に関連する歯科診療の行為の一部を歯科技工士が行うことについてどのように考えるか。

歯科技工士の業務に関するこれまでの主なご意見（再掲）

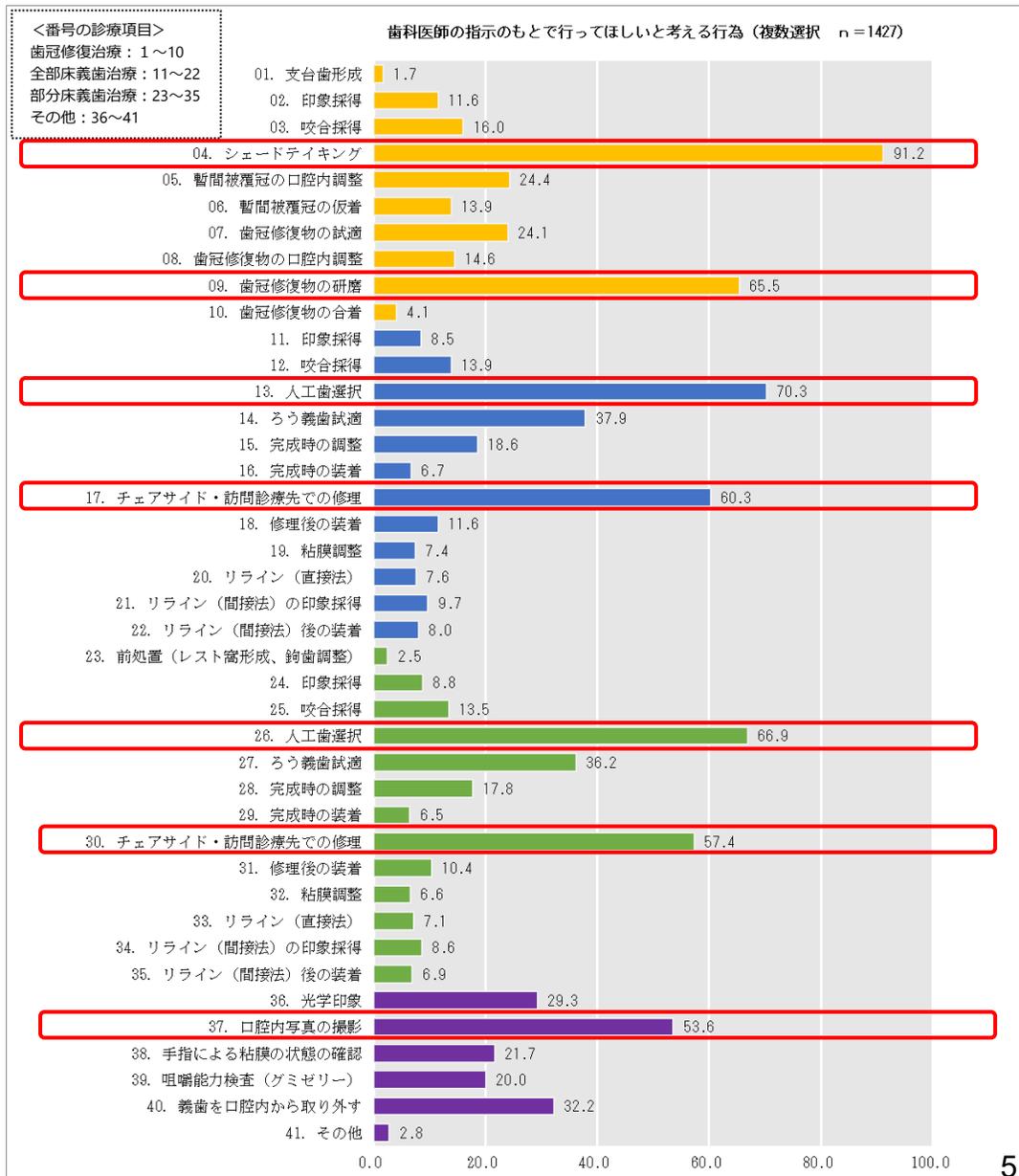
- 院内歯科技工士は、日常業務においてチェアサイドで立ち会う機会は比較的多いが、**見ているだけ・与えられるだけの情報と、実際に触れて得られる情報の量は大きく異なる**。そのため、歯科技工士の可能性が拡大すれば良いのではないか。
- 現状、院内歯科技工士は、シェードテイキングや院内歯科技工室での簡単な調整を行っているが、シェードテイキングも歯科衛生士の介助が必要であったり、義歯の試適への立ち会いといっても見学しかできない。**長期的に安定した補てつ物を製作する観点から、咬合器上でみている顎運動や排列などの状況を口腔内でも自ら確認できるようにすべき**。
- 歯科技工士が現行法律上でできることとできないことをしっかり整理し、**現行できない業務も含めて業務拡大を検討し、今後歯科技工士を目指す人たちの選択肢が多く、広がることを目指すべき**。
- 歯科技工士の業務拡大に向けては、今後、**より歯科医師と歯科技工士の連携を進めるべき**。
- 業務のあり方に関しては、**教育の問題も大きく関わってくる問題であるため、現在就業している歯科技工士とこれから歯科技工士を目指す人をきちんと区別した上で検討を進めるべき**。
- 業務拡大にあたっては、**現在は行われていない臨床実習等の実施も含めて考える必要**があり、養成校の修業年限等についても検討課題ではないか。
- 現状では、歯科技工士は口腔内に触れることについての教育は受けていない。**今後の業務拡大に向けて、養成校における教育課程の検討や、既存の歯科技工士に対しては研修などで実施できるようにするなど選択**できるとなると、よりよい補綴物の製作にもつながり、患者満足度の向上にも寄与するのではないか。
- チェアサイドでの業務も含めた業務の検討にあたって、患者への周知も並行して実施すべき。

歯科技工士の業務に関するこれまでの主なご意見（第6回）

- 義歯の修理については歯科医師が口腔内を診て、歯科技工士に指示をし、歯科技工士が口の中を触って調整することができるようになれば、非常に生産性と効率がよく、患者のためにもなる。また、歯科医師がより多くの患者を診察することも可能になると考える。
- チェアサイドで義歯の修理・調整を行う際には口腔内を触ることになる。歯科技工士がチェアサイドで義歯修理・調整を行う場合に、歯科医師に義歯を都度取り出してもらい調整などを行うのは無駄なので、歯科技工士自身ができるようになるとよいのではないかと考える。
- 義歯の人工歯選択や排列は、試適の際に口腔内をみたほうが効率的である。試適する義歯を患者の口腔内から歯科医師や歯科衛生士にその都度取り出してもらうのは非効率なので、歯科技工士が着脱できた方が合理的であると考える。
- 義歯の試適やシェードテイキング等、あくまでも歯科医師の指示のもとという前提で、口腔内での確認作業が可能になるよう緩和されると良い。補綴を作るための作業については、もう少し歯科技工士が関わりやすくなるとういかと思う。
- 口腔内スキャナを使用した印象は、少なくともこれまでの印象とは方法やリスクが異なると考えられる。したがって、これが歯科技工の一連の過程のものとして含まれるかどうかという議論は、是非お願いしたい。
- 口腔内スキャナを用いる光学印象について、歯科技工士が行うことについては議論が必要ではないかと考える。
- 歯科技工士サイドの問題になるが、チェアサイドで業務を行うにあたっては、責任についても議論が必要だと考える。

歯科医師が歯科医師の指示のもとで歯科技工士に行ってほしいと考える行為【チェアサイド】

- 歯科技工士に行ってほしいと回答した者の割合が半数を超える行為が複数あった。
- 歯科技工士に行ってほしいという回答が9割程度の行為もあった。
- 歯科技工士に行ってほしいと回答した者の割合が大きかった順に、
 - ・シェードテイキング
 - ・人工歯選択
 - ・歯冠修復物の研磨
 - ・チェアサイドでの修理
 - ・口腔内写真の撮影
 であった。



＜調査概要＞
 調査対象：日本歯科医師会の会員の中から無作為に抽出した1,036名
 日本補綴歯科学会の専門医1,164名
 日本老年歯科医学会の専門医および会員の中から無作為に抽出した1,000名の合計3,200名
 調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法
 回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科医師1,427通であった。
 有効回答率は、歯科医師44.6%であった。
 調査期間：令和2年9月

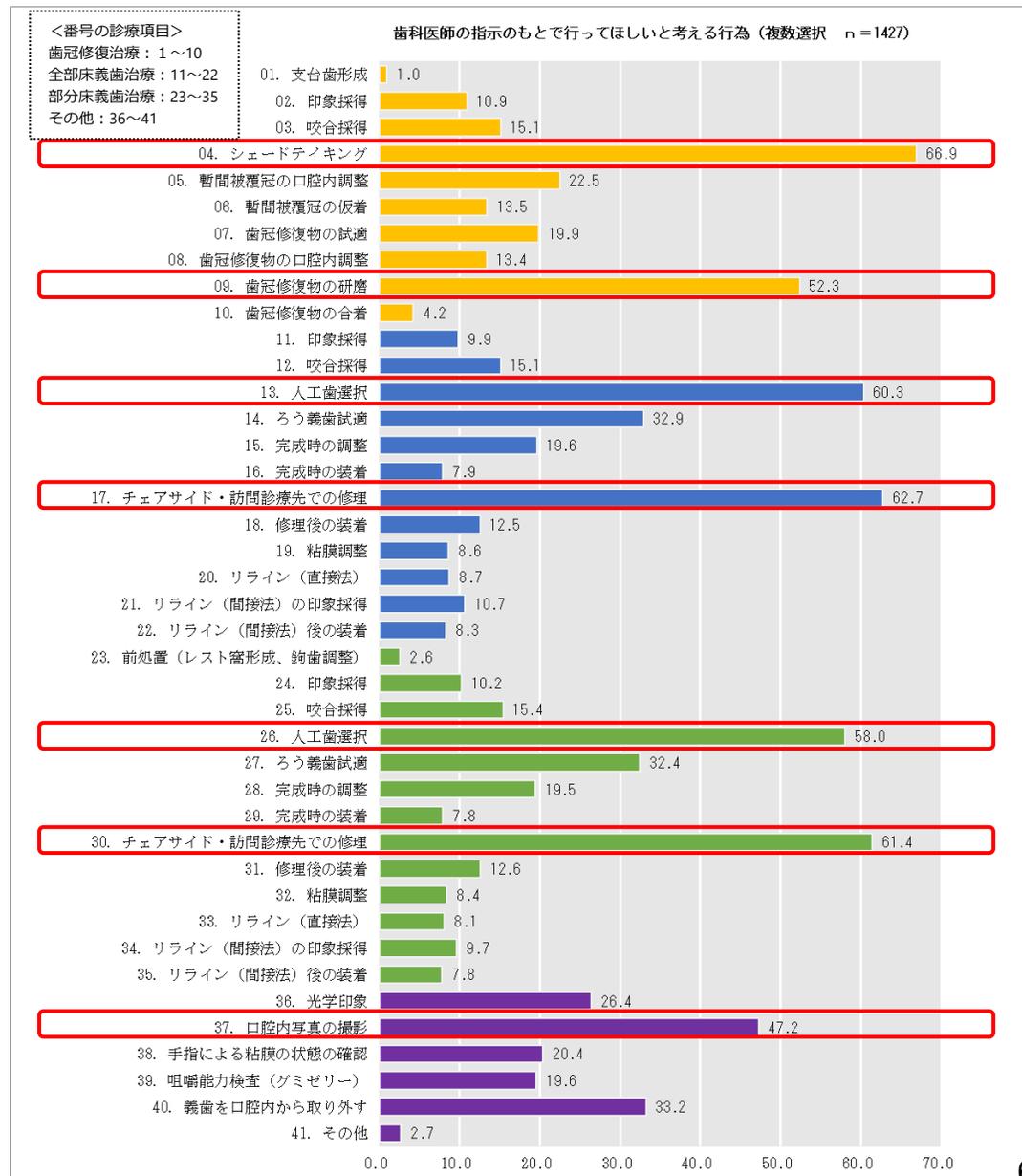
歯科医師が歯科医師の指示のもとで歯科技工士に行ってほしいと考える行為 【訪問歯科診療先】

令和7年
11月10日

第6回歯科技工士の業務の
あり方等に関する検討会

資料1

- 歯科技工士に行ってほしいと回答した者の割合が半数を超える行為が複数あった。
- 歯科技工士に行ってほしいと回答した者の割合が大きかった順に、
 - ・シェードテイキング
 - ・訪問診療先での修理
 - ・人工歯選択
 - ・歯冠修復物の研磨
 - ・口腔内写真の撮影
 であった。



<調査概要>

調査対象：日本歯科医師会の会員の中から無作為に抽出した1,036名
日本補綴歯科学会の専門医1,164名
日本老年歯科医学会の専門医および会員の中から無作為に抽出した1,000名の合計3,200名

調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法

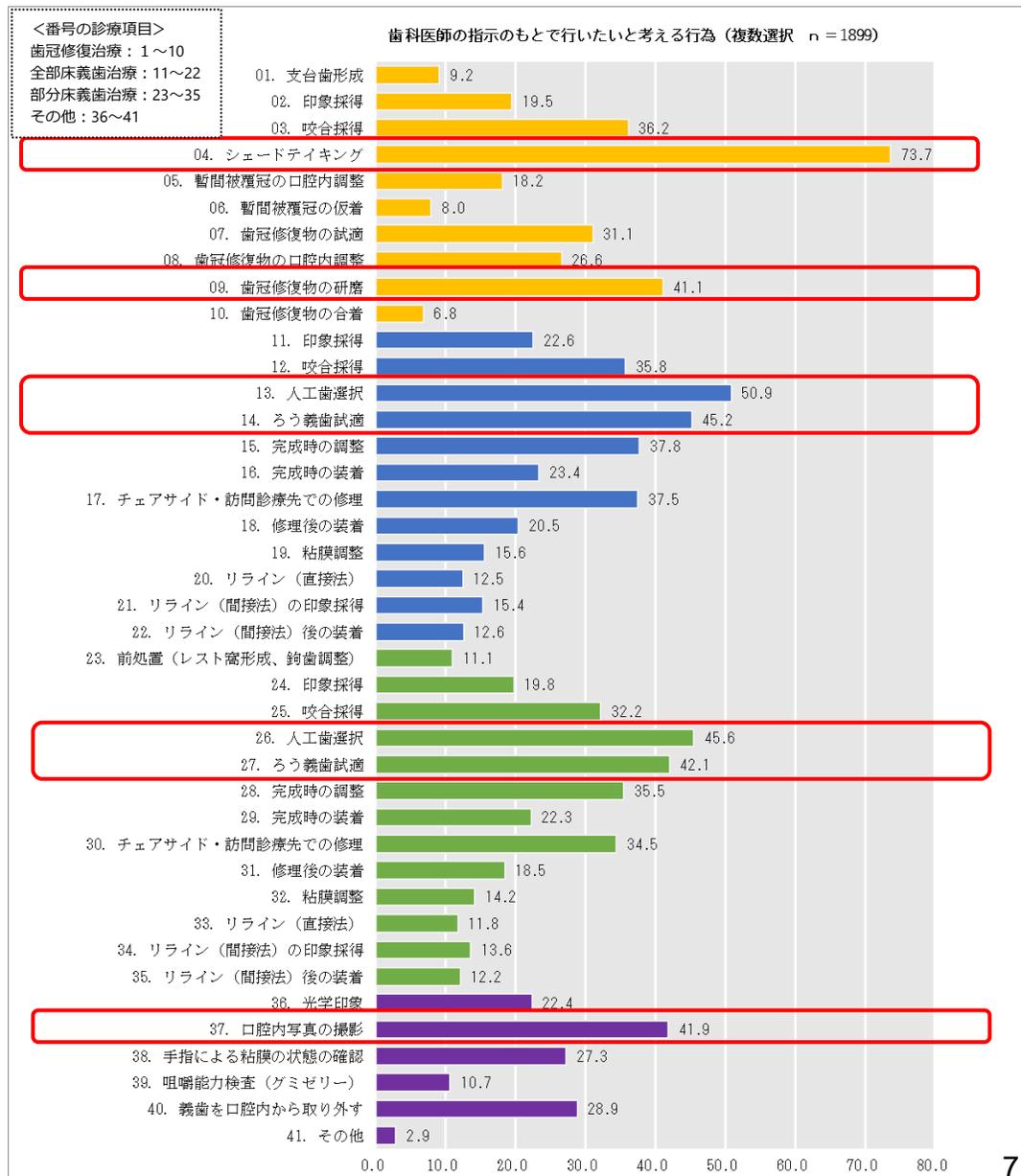
回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科医師1,427通であった。

有効回答率は、歯科医師44.6%であった。

調査期間：令和2年9月

歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと考える行為 【チェアサイド】

- 歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと回答した者の割合が半数を超える又は半数近い行為が複数あった。
- 歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと回答した者の割合が大きかった順に、
 - ・シェードテイキング
 - ・人工歯選択
 - ・ろう義歯試適
 - ・口腔内の写真撮影
 - ・歯冠修復物の研磨
 であった。

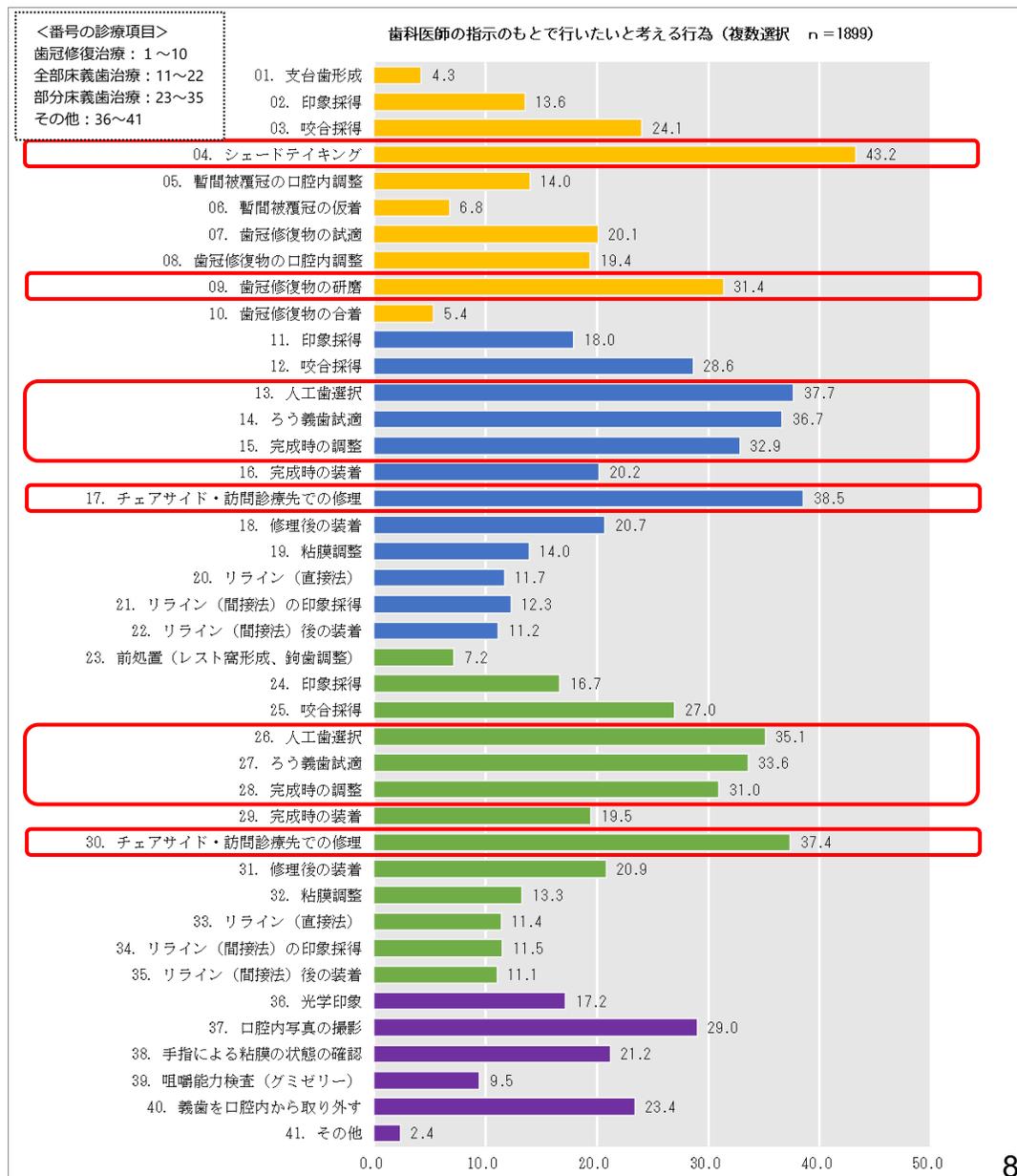


＜調査概要＞

調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した 6,000 名と
 日本歯科技工所協会の会員 78 名の合計6,078 名
 調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法
 回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科技工士 1,899 通であった。
 有効回答率は、歯科技工士 31.2%であった。
 調査期間：令和2年9月

歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと考える行為 【訪問歯科診療先】

- 歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと回答した者の割合が一定程度存在する行為が複数あった。
- 歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと回答した者の割合が大きかった順に、
 - ・シェードテイキング
 - ・訪問診療先での修理
 - ・人工歯選択
 - ・ろう義歯試適
 - ・完成時の調整
 であった。



＜調査概要＞
 調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した 6,000 名と
 日本歯科技工所協会の会員 78 名の合計6,078 名
 調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法
 回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科技工士 1,899 通であった。
 有効回答率は、歯科技工士 31.2%であった。
 調査期間：令和2年9月

【参考】歯科技工士が診療室のチェアサイド及び訪問先で実施することが望まれる業務

令和7年
11月10日

第6回歯科技工士の業務の
あり方等に関する検討会

資料1

- 厚生労働科学研究において、歯科医師・歯科技工士を対象に歯科技工士が診療室のチェアサイド及び歯科訪問診療先で実施することが望まれる業務に関する調査を実施。
- 調査結果を踏まえ、研究班で暫定的に選定した17の行為からさらに検討を加え、医療安全上の問題を有する行為等を除いた11の行為が歯科技工士が診療室のチェアサイド等で実施する「候補となる行為」としてとりまとめられている。

暫定的に選定された17行為

- ①患者と接する行為
- ②患者の口腔内に歯科技工物を挿入、装着する行為
- ③歯科訪問診療の行為
- ④色調選択（歯冠修復治療）
- ⑤暫間被覆冠の口腔内調整（歯冠修復治療）
- ⑥歯冠修復物の試適（歯冠修復治療）
- ⑦歯冠修復物の研磨（歯冠修復治療）
- ⑧人工歯選択（全部床義歯治療）
- ⑨ろう義歯試適（全部床義歯治療）
- ⑩チェアサイドでの義歯の修理（全部床義歯治療）
- ⑪人工歯選択（部分床義歯治療）
- ⑫ろう義歯試適（部分床義歯治療）
- ⑬チェアサイドでの義歯の修理（部分床義歯治療）
- ⑭光学印象
- ⑮口腔内写真の撮影
- ⑯咀嚼能力検査（グミゼリー）
- ⑰義歯を口腔内から取り外す



歯科技工士が診療室等で行う行為の候補となる11行為

- ①患者と接する行為（総論）
- ②色調選択（歯冠修復治療）
- ③歯冠修復物の研磨（歯冠修復治療）
- ④人工歯選択（全部床義歯治療）
- ⑤チェアサイド・訪問診療先での義歯の修理（全部床義歯治療）
- ⑥人工歯選択（部分床義歯治療）
- ⑦チェアサイド・訪問診療先での義歯の修理（部分床義歯治療）
- ⑧口腔内スキャナを用いる光学印象（低侵襲治療）
- ⑨口腔内写真の撮影（低侵襲治療）
- ⑩咀嚼能力検査（グミゼリー）（低侵襲治療）
- ⑪義歯を口腔内から取り外す（低侵襲治療）

※出典：

令和3、4年厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）歯科技工業務に関する調査研究

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金地域医療基盤開発推進研究「歯科技工における多職種連携の有効性に関する研究」

<参考> 歯科技工士の業務に関する法律上の位置づけ

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）

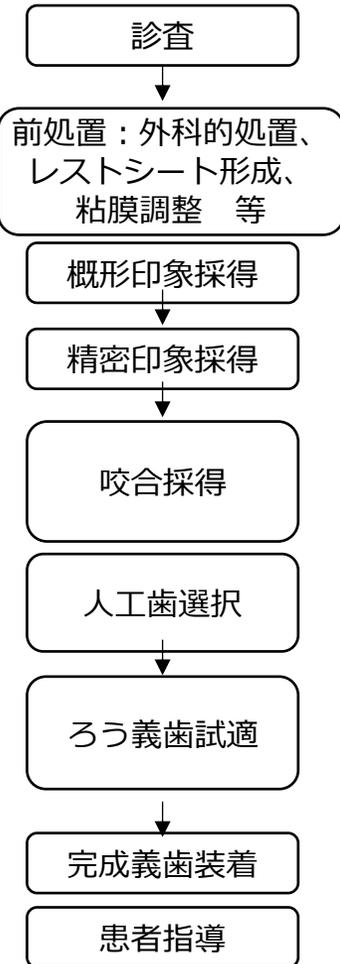
第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、**印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為**をしてはならない。

有床義歯を新製する場合の流れ（イメージ）

- 歯科技工が関連する診療の一例として、有床義歯を新製する場合の診療室での診療行為及び歯科技工所での歯科技工の流れのイメージを以下に示す。

歯科医師が行う診療行為



診療に関連して行われる行為（イメージ）

- ・ ミラー等の器具を口腔内に挿入し口腔内を確認
- ・ 歯や口腔粘膜を手指で触れて確認
- ・ 口角釣やミラーを口腔内に挿入し、口腔内写真を撮影
- ・ 旧義歯の状態の確認（口腔内への着脱も含む。）

- ・ 口腔内ヘトレー、印象材の挿入、口腔内保持、撤去

- ・ 咬合床の口腔内への装着
- ・ 咬合床の辺縁部の形態等について、歯や口腔粘膜を手指で触れて確認
- ・ 咬合高径、水平的顎位の決定

- ・ 口唇を引き上げ、シェードガイドやモールドガイドを口腔に近づけ色調や形態を確認

- ・ ろう義歯の口腔内への装着
- ・ 咬合高径・水平的顎位の確認
- ・ 人工歯の位置、歯肉形態、床縁形態等の確認 等

- ・ 完成義歯の口腔内への装着、床縁調整、咬合調整等
- ・ 調整後、完成義歯の着脱方法や義歯の清掃方法、保管方法等について患者指導を実施

歯科技工士が歯科技工として行う行為

作業模型、個人トレー作成

咬合床作成

模型の咬合器装着

クラスプ・バー等の製作
人工歯排列

埋没・重合・割出・
咬合調整・研磨・完成

歯科技工に関連する歯科診療の行為に関する検討事項（現時点案）

【これまでの議論を踏まえた整理】

チェアサイドで歯科技工士が関与する（行う）ことが考えられる行為

- シェードテイキング
- 人工歯選択
- ろう義歯の試適
- シェードテイキング等に伴う口腔内の確認（口腔内ミラーの使用を含む。）、口唇や頬粘膜の圧排等
- 義歯等の補綴装置やろう義歯等の口腔内への着脱
- ろう義歯の試適に伴う口腔内での床縁の確認、咬合状態の確認 等

検討・整理が必要であると考えられる行為・検討事項

- 印象採得（口腔内スキャナを使用する方法）
- 有床義歯等の補綴装置の管理（取扱い等）に関連する患者への指導等
- 補綴装置の装着による効果等の評価を行う咀嚼能力検査等の実施
- 口腔内写真撮影及びそれに伴うミラーの使用等
- チェアサイドで歯科技工に関連する行為を行うことに伴う、手指で口腔内を触れる行為
- 歯科技工士がチェアサイドで業務を行うための研修内容・研修体制、今後の卒前教育のあり方

現時点で、チェアサイドで歯科技工士が関与する（行う）ことは困難と考えられる行為

- 支台歯形成
- 印象採得（印象材を使用する方法）
- 咬合採得
- 補綴装置等の装着
- その他、歯科技工が関連しない歯科診療の補助行為

論点：歯科技工士の業務のあり方等について

- 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討について、以下の点についてどのように考えるか。

1. 歯科技工に必要な歯科診療の行為について

- 歯科技工士が行うことでより質の高い補てつ物等の製作につながると考えられる観点から、歯科技工に必要な歯科診療行為の一部の行為について、歯科医師の指示のもとで歯科技工士が行うことを可能とするなど、歯科技工士が行う行為について整理してはどうか。

2. 歯科技工に必要な歯科診療の行為を行うにあたり必要な研修について

- 歯科技工士が、歯科医師の指示のもとで歯科技工に必要な歯科診療行為の一部を行うにあたっては、患者とのコミュニケーションが必須となることに加え、院内感染対策をはじめとした医療安全等に留意する必要があることから、研修制度等についての検討が必要ではないか。